

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急用 125V 系蓄電池の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【4】」

2. 日時：令和5年10月23日 13時30分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

加藤管理官補佐、高橋管理官補佐、安田主任安全審査官、井上技術参与、  
深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他7名

東海第二発電所 保守室 保守統括Gr リーダー※ 他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改2）  
（抜粋）（資料1）

資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画（変更）認可申請書 確認事項整理表  
【SA変認（電源盤移設、消火用ポンベ変更、チャンネル着脱機材料記載適  
正化）】（資料2）

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更）（発室発第77号）（令和5年8月31日申請）
- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（令和5年9月1日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを行います。
0:00:14	では、事業者から、
0:00:17	説明を返してください。
0:00:21	はい、元モリです。本日の資料としましては、資料番号資料1、資料2、あとはA点、お出ししております添付書類、そちらのご説明をしたいと考えております。
0:00:32	で、シバタ資料1のほうめくっていただきまして、
0:00:37	資料1の表紙の裏面の方に、補足の一覧表を載せております。本日はその補足の7、申請書に合わせて適正化する添付書類というところのご説明をいたします。
0:00:50	次のページいきまして1ページは表のタイトルになってます。
0:00:56	その次、家です。
0:01:00	通しの2ページですけどもこちら、タイトルで1枚ものついておりますけども、審査会合でお出した内容、説明のものになっておりましてそこからの変更点を、
0:01:12	黄色のハッチングで示しております。
0:01:16	まず2ページのところ、次のページ、ごめんなさい。通しの3ページいきますと、黄色の箇所何ヶ所かありますけども
0:01:24	前段のところは規制の適正化でございまして、
0:01:29	4ポツのところ、
0:01:32	の両括弧1のところ、参考3とありますけどこちらも記載の適正化になってます。今回新たに追加したところということで4ポツの両括弧2の参考4と。
0:01:42	ということで審査会合でもう少し整理をすることということをお願いしたところで参考4というのを追加しましたので、この後ご説明します。
0:01:52	まず変更点だけ一通りご説明します。次のページ4ページいきまして、
0:01:58	こちらに今回適正化する添付書類の一覧表をつけておりまして、この一番花壇、ナンバー8のところにつきましても、強度評価強度計算書ありますけども、
0:02:10	こちら部位の変更を示すと説明書を追加したということで参考5を参照というのを追加しております。
0:02:23	え。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	ページめくっていただきまして7ページの一番下檀、
0:02:29	ちょっと大というところ黄色ついてますけどすいません抜けてましたので適正化しております。
0:02:38	次に、通しの13ページのところです。
0:02:46	13ページのところ参考3ということで黄色部分を今回ちょっと追加しております。
0:02:53	矢印の二つ目のところですね、ちょっと前段でも言ってたんですけども、このページの中で、
0:02:59	波及的影響防止というのが、きちんと見えるようにしたい。ちょっと甲斐
0:03:06	適正化しようということで黄色部分付け加えております。
0:03:10	こちらにつきましてですけどもALCパネルの一部
0:03:13	あえて補強の一部取り止め箇所は、防護すべき設備とアクセスルートがなくなり、表中の赤字の番号に対する機能要求は不要となると。
0:03:22	いうふうな文章を追加しまして、
0:03:26	どういものが不要になったのかというのを※で①'、202、045'というふうなところを追加した上でですね、表中の方、
0:03:39	ちょっと赤字を入れまして、その部分、
0:03:44	の補足をしたというものでございます。
0:03:47	審査会合の中で波及的影響についてもALCパネルの補強を止めることによっても大丈夫なのかというところを、ご指摘もらっておりまして、
0:03:58	ちょうどこの、
0:04:00	条文整理のところで、
0:04:04	3列目見ていただきますと、基準適合のための必要事項とありまして、
0:04:10	4条であれば、Sクラス施設への波及的影響。
0:04:14	を防止ということではっきり影響を、条文適合のところでご説明してる資料でありましたので、
0:04:22	取り止めの花壇変更後になったとしても、
0:04:27	それぞれの部位を守ることで波及的影響防止も
0:04:31	そのまま問題なく、
0:04:34	機能要求を満たしているというところでちょっと今回ここを解説を追加しております。
0:04:39	次のページ14次投資の所に行きます。
0:04:45	先ほど参考4というのを出しましたということで言いまして底堅いし、原子炉建屋の重量増減による耐震性への影響というのでこのページと次の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:56	通しの 15 ページ、2 枚ものを追加しております。
0:05:00	で原子炉建屋の
0:05:03	耐震性につきまして地震応答への影響を確認するため、各階における、
0:05:08	重量増減の検討結果というのを今回追加しております。
0:05:13	矢じりの二つ目になりますけども、原子炉建屋の重量増減に関し、
0:05:19	重量増加検討モデル、
0:05:21	というのを、
0:05:22	評価し、評価した時点からの主な変更点について次のAからEで、羅列しました。
0:05:31	ここで注釈打ってます重量増加検討モデルっていうのが、下の方で注釈載せてますけども、
0:05:37	20235 月 31 日付けで元気発第 23053175 人か。
0:05:45	受けたものの、審査資料におきまして、原子炉ダテの重量というのを示してございます。
0:05:51	そんな時にですね、2022 年の 10 月時点のSA設備と、あと新設する特重の
0:06:00	施設の増分を考慮しても、原子炉建屋の耐震性への影響がないというのを示したモデルでございまして、その時からの変更点というのを、AからEで示して、
0:06:12	その変更による重量というのを今回示したものになります。
0:06:16	その次の矢じりにその結果を示したものを参考 4 表 1 に示すということで次のページに準備してございます。次のページ 15 ページをご覧ください。
0:06:33	え。
0:06:34	15 ページの方に表を、各出展における重量増減としておりまして一番左の欄にいえるということで、
0:06:43	各支店のメートル、
0:06:46	を記載しております、
0:06:50	ちょうど中ほどより少し左に重量増加検討モデルということで設備が、
0:06:56	どの程度重量増えてるのかというのを、
0:07:01	別公認で示したものがございます。
0:07:04	今回ですね、再検討結果というところで右の参列しておりますけども、
0:07:12	③の列、重量増加検討モデルとの重量変化ということで、ELの一番上の 63.65 メートルから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	仮想化に向かってそれぞれの回数で、どういった重量変化があるのかというのを示しまして合計で471トン。
0:07:30	減ってるというもので各階でも見た時にも減ってるというものです。
0:07:35	④の列としてはSA設備、
0:07:40	としてどれだけあるのかと。
0:07:42	というのは、④の率、
0:07:45	一番右の欄に既工認モデルに対する重量変化、
0:07:50	というのを示しまして
0:07:55	0.何%といったところで非常に変換率としては小さいものであるというのを示しました。ページ、14ページのほう戻りまして、
0:08:11	当初、
0:08:13	14ページの下から二つ目の矢じりになりますけども、各回の重量は、
0:08:19	影響評価から比べてごくわずかな変更であることから、原子炉建屋の地震応答計算書に影響を与えるものではないと判断できると。
0:08:28	さらに最後の矢じりの方で今回の変更による、
0:08:32	地震力及び応答変化は、各層重量の変化に伴い、
0:08:38	影響評価より小さくなるため、原子炉建屋の耐震計算書における波及的影響及び強度評価の結果に影響をするものではないと判断できるといふふうに今回、
0:08:49	この資料を追加して漏れました。
0:08:52	続きまして、ページ16ページの方。
0:09:01	参考5としまして強度評価部位の変更というものを、今回追加しております。
0:09:07	こちら矢印の一つ目のところですけども既工認にあります、5-3、別添2-1-7。
0:09:14	建屋の強度計算書という資料の中の図347というのがありまして、
0:09:21	屋根スラブ評価部位の位置というのは、図がありますんで、その増資をしまして、参考5、
0:09:30	表1に評価対象部位の辺、
0:09:33	V-1の変更点を、
0:09:35	参考5表2に、評価結果の変更点を説明するというので
0:09:41	資料の方へ出してあります。表の見方としまして一番左端の方には項目、
0:09:47	中央に変更前、一番右に変更後としてあります。
0:09:53	項目の一つ目屋根スラブ評価部位の位置ということで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:01	今回、注釈※1 打ってますけども今回の説明上ALCパネルは、丸数字鉄筋コンクリート製分はアルファベットでちょっと付番をして、
0:10:11	記載の方と簡略化してます。
0:10:14	まず評価対象部位になりますけども、屋根スラブ
0:10:18	の鉄骨架構上の評価というのを従来はしてございました。
0:10:23	その時は 03 というところをやってます、こちらは鉄骨学校上で、
0:10:30	の中でも、一番代表質問が長い代表部位として、③というところをやりましたと。
0:10:37	それが変更後の右の方になりますと、
0:10:40	いえ、
0:10:42	その部分は削除ということにしております。
0:10:45	なぜかという理由を二つ書いてますけども③という部位は、鉄筋コンクリートにするために、鉄骨が工場という評価からはいらなくなると、ということ、
0:10:56	011' 24 というところは、
0:10:59	屋根スラブの強度に期待する必要がなくなったため評価部位として扱う必要なくなったということで削除にしております。
0:11:08	2 段目、屋根スラブ、RC躯体上というところは、従来、AからGのところについて評価しておりましたけども、
0:11:17	変更後は、今回、③というところ、
0:11:21	鉄筋コンクリート製するところを評価部位として追加しているというふうなものになります。
0:11:26	次の段もや、
0:11:29	二次母材とありますけども、こちら、
0:11:33	記載している 5ヶ所、
0:11:35	を評価することになってましたけども、こちらにつきましても削除ということにしております。理由は先ほどの鉄骨架構上と同じところでございまして、
0:11:45	同じところでございます。
0:11:49	評価結果の方次のページ 17 になります。
0:11:56	こちらは檀のほうに評価結果ということで同様許可評価結果を載せてるかというものですけども、
0:12:05	非常にスラブ鉄骨学校上というところは、従来 03 だったのが削除先ほど説明の通りです。
0:12:11	二つ目スラブRC躯体長ということで、これまで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	一番、
0:12:20	強度として弱い、弱いといえますか、代表部員として、
0:12:24	短辺と長辺のGという場所のところを両方記載しましたけども、
0:12:30	変更につきましては長編の方は、代表部位が変わるということで③のところの評価。
0:12:37	に、評価結果を書き換えております。
0:12:41	最後母屋というところは、母屋
0:12:44	二次部材というところは、これまで4というところで評価してたんですけども、そもそも評価部がなくなったということで削除すると。
0:12:54	いうふうなところで
0:12:57	今回、今日、強度計算をする。
0:13:00	評価部位の変更点ということでちょっと追加の説明資料を入れました。
0:13:05	引き続き資料2の方をお願いします。
0:13:14	あと資料2の4分の3ページ。
0:13:17	の方で、
0:13:23	4分の3ページのNo.20のところになります。審査会合のところでは
0:13:29	整理することという指摘を受けたことに対して今回回答を持ってきております。
0:13:35	回答欄ですけども、
0:13:41	原子炉建屋の耐震計算書への影響としまして、ALCパネル補強部、
0:13:46	取り止め等による重量増減について、
0:13:50	原子炉建屋の失点ごとに示し重量減となっていることから、原子炉建屋の耐震計算書における波及的影響及び共同評価の結果に影響を与えるものではないと。
0:14:00	判断できることを参考4として今回追記しましたと。
0:14:05	波及的影響防止については基準適合性を示す表3においてということでちょっと先ほどご説明したようなところを、
0:14:13	ポツの二つ目。
0:14:14	追記しております。
0:14:17	三つ目強度評価については強度評価対象大井がALCパネル部補強取り止め等によって変更となっていることから、
0:14:25	これら、
0:14:27	評価対象分に関わる記載適正化の変更前がわかるように整理し、参考5として追加しましたと。計算結果につきましては添付書類の方でありますので

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:37	こちらとしてはまずは
0:14:40	そういう説明資料をまず載せましたということで
0:14:44	今回追加して回答としております。
0:14:48	はい。まず資料 12 の説明は以上となります。確認の方お願いします。
0:14:57	原子力規制庁の高橋です。では審査の側から、コメント等ありましたらお願いします。
0:15:15	審査側で少し打ち合わせを行いますので、録音 1 回止めます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。
0:00:03	規制庁の安田です。衛藤。
0:00:06	えーとですね、通していったら 15 ページ資料 1 ですかね。
0:00:40	はい参考 4、表 1 の表なんですけど、
0:00:48	重量がマイナス 0.2%。
0:00:52	軽くなっているという説明かと思うんですが、
0:00:56	これは特需、敷設工認で示した値をそのまま表を持ってきて、
0:01:04	いるということによろしいですね。元モリです。この表中の重量とか検討モデル②。
0:01:13	設備という欄は特重で評価した時の重量を持ってきております。
0:01:24	規制庁ヤスダです②が特注で示したもの。
0:01:32	聞きたいのはですね、特殊の方でも、
0:01:37	流量が変わったという話は聞いているんですけどそれとの差異があるのかないのかということを確認したいんですが。
0:01:46	はい。特集の方でこの欄の②SA設備という特許欄を、
0:01:52	へえ。
0:01:54	お出ししております、そこから今回SA設備の変更によって、室の変更が出たのかというのを、その右の欄の③の、
0:02:05	別に記載しております。
0:02:10	はい、規制庁、安田ですそうすると特重の方でも、幾らかの図、重量が変わったという話を聞き、
0:02:20	そこからまたさらにいくつか変わったという、そういう理解でよろしいですか。ございます。はい。その通りでございまして前のページの 14 ページを見ていただきますと、
0:02:37	前のページの 14、
0:02:39	イノウエ矢じりの二つ目のところ、
0:02:43	になりますけども、
0:02:46	重量増加検討モデルさ、特殊であったときの評価。
0:02:50	押した時のものですが、それを評価した時点から、主な変更点ということで次のAからEを記載してまして、
0:02:58	SA設備側の
0:03:01	設定進捗等による変更を加味したものを今回お出ししております。以上です。はい。規制庁安田です。
0:03:09	はい。重量の増減については

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:13	わかりました理解しました。
0:03:16	これで一つ確認しておきたいのは、
0:03:19	地盤支持性能に対して、
0:03:24	有意な影響というのは、当然この数字からないとは思いますが、その説明というのが、
0:03:32	一言あってもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:03:36	もし記載してたらすみませんそこを読み上げていただければと思います。
0:03:42	日本原電の尾川です。
0:03:44	今回の資料につきましては基礎地盤関係の評価については記載していませんので、
0:03:54	今後、記載するようにはしていきたいと思っております。ただSAの購入本體工認から、また
0:04:05	特重の項にそれぞれ十分な支持性能があることは確認されておりますので、特に今回、
0:04:15	重量が全体的に減ると。
0:04:18	0.2%ぐらい減るということで
0:04:22	ひいては地震力が小さくなって、転倒モーメントが小さくなって、
0:04:30	最終的にはその接地圧には影響がないということが考えられます。
0:04:36	以上です。
0:04:39	はい規制庁保田です。技術基準規則上は、おっしゃる通り、接地圧、
0:04:48	がQA極限支持力度を超えないことを確認するんですが、
0:04:53	地盤支持性能といったときには、やはり滑りとか傾斜とかありますので、影響はないと思うんですがいわゆる支持性の三つ評価項目あると思うんですが、
0:05:06	そこに影響がないということを明確に宣言していただければいいのかなと思います。
0:05:19	日本原電オガワです。承知しました。
0:05:27	規制庁の井上です。
0:05:29	14ページの最後の矢羽根で、
0:05:32	各階重量の減少に伴い、
0:05:37	地震力等々変位が小さくなるって書いてあるんですけども、
0:05:41	重要現象で必ずしもこういう周期が変わったりするんで、
0:05:47	地震力とか応答変位は、
0:05:50	必ずしも小さくはないんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:53	むしろ、この
0:05:55	重量の変化が少ない、極めて
0:05:59	ごくわずかな変更だから、影響を及ぼさないっていうような書き方の方がいいかなと思います。資料 2 の回答のところも、
0:06:08	重量が減るから、
0:06:10	重量減となっているから、
0:06:14	影響を及ぼさないって書いてあるんですけど重量減と言うよりは、重量の変化が少ないからっていうような言い方の方がいいかな、いいのかなと思います。以上です。
0:06:25	はい。日本原子力発電の尾川です。
0:06:28	ご指摘ありがとうございます。
0:06:32	中通しで 15 ページ目の表を見ていただければわかりますように、一番右なんですけども、01 分の 03 で大体変化率が、
0:06:45	わずかとで、
0:06:49	地下 2 階から 6 階辺りまで、
0:06:53	そこまで込み込みも、少ないということで、分布も安定してるだろうというところも加味して、今回、影響がないということで判断いたしました。
0:07:07	ありがとうございます。
0:07:09	記載については先ほどのご指摘の通り、直したいと思います。以上です。
0:07:38	原子力規制庁の加藤です。資料のですね殊、13 ページですかね通しで言うと 13 ページのところちょっと確認したい点があったんで、
0:07:50	よろしいですかねこれで変更前と変更後ということで赤い部分が変わりますという説明だったんですけども、これの 43 条 1 項の 1 号のところに、
0:08:01	①というのが赤く塗られてるんですが、これ上、表の上の方の、その理由っていうんですかね変更のところがということで説明を受けたのを見ると、
0:08:14	1 出す①'と②④⑤' っていうのはあるんですけど①がないんですけど、それにもかかわらず①がこう赤になってて、
0:08:24	変更があるように見えるんですがそのあたりの違いを説明していただけますか。
0:08:30	はい原電モリです。
0:08:31	今、通しの 13 ページの変更後の表の、
0:08:36	一番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:38	右下、
0:08:39	のところ、なお書きのところ、2行ほどあるんですけども、43条、
0:08:46	5-1号に対しての、
0:08:49	も含めての説明ということでなお書きのほう書いております。1日①については、基準地震動Ss及び、
0:08:57	設計竜巻によって脱落しない外壁等に変更しますと。
0:09:03	いうことで
0:09:05	従来01といいますのは、
0:09:09	変更前でありましたら、
0:09:11	その内部に、
0:09:13	重要な設備がありましてアクセスルートとかもありましたので、
0:09:17	竜巻から守るために、
0:09:22	竜巻飛来物から守るために補強すると。
0:09:26	いうふうなことで環境を維持する。
0:09:28	という目的でございました。
0:09:30	それがですね。
0:09:32	内部にアクセスルートとかがなくなりましたので、
0:09:35	竜巻飛来物が入ってきた、入ってきても、
0:09:40	何も重要設備には影響を与えないと。
0:09:44	いうことでその環境を守る必要なくなったと。
0:09:47	いうことで①は変更してございまして、変更してます。
0:09:53	というところでちょっとその①につきましては一番右下のなお書きのところ解説を入れているというものでございます。以上です。
0:10:06	規制庁のカトウです。
0:10:08	今説明がありましたけどもちょっとアマノは、今聞いてもいまいち理解できなくてですね43条の1項3項を絡みで、
0:10:19	まとめてなお書きで①についてということで書いてありますという説明だったんですが、この43条の3項の3号ですとか、43条3項の6号の方は、
0:10:31	①というのが相変わらず残っていて、それにもかかわらずアノ43条の1項の1号、ここに関してだけ①が変更前と変更後で①が変更後で消えてるんですけども、
0:10:44	それと今説明された、なお①について云々という説明って、それは一致してるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	盛です。まず、上段の方ではですね①というところに要求されてるものが、
0:11:00	43条のところの一番右の欄を見ていただきますと、
0:11:05	Ss及び設計竜巻によって脱落及び損傷しない外壁損傷もしちゃいけないという、
0:11:14	ふうに補強しよう。
0:11:17	いうふうに考えてました。
0:11:20	それがですねなお書きのところで、
0:11:23	①については、
0:11:26	Ss及び設計竜巻によって脱落しない。
0:11:30	損傷はしてもいいんですけども、脱落はしちゃいけないと。
0:11:34	いうことで
0:11:36	脱落し、
0:11:38	をしてはいけないところにつきましては、①の要求が残ると。
0:11:42	いうことで
0:11:45	表中のところも、①が3ヶ所残ってます。
0:11:50	はい。以上です。
0:11:52	原子力規制庁の加藤です。
0:11:55	ということは43条1項の1号は、脱落については、その要求がないので、①が消えていますと。
0:12:05	3、3項3号、43条の一参考3号、6号については、脱落についても要求があるので①が残ってますと。
0:12:16	そういうことですかね。ちょっと今の内容で、お話を聞いてわかりましたけども、この資料見ただけで、理解できるように、
0:12:29	拡充できるのであればしていただければと思いますけどいかがでしょうか。
0:12:33	イデモリです。わかりましたちよっとなお書きのところなり、その追加をもう少し丁寧に書くように、記載の適正化いたします。以上です。
0:12:54	はい。規制庁保田です。今日提出していただいている資料3、
0:13:00	についてちょっと確認だけさせていただきたいんですが、
0:13:05	これは天田市内、はい、わかりました。
0:13:21	規制庁の高橋です。それでは説明を続けてください。
0:13:28	はい、元モリですて次に添付資料。
0:13:32	添付書類の方のご説明をします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:35	まずですね今回、適正化によって変更する添付書類八つございまして、それが先ほど資料1の、
0:13:45	通しの4ページ。
0:13:52	の方に添付書類の一覧表をつけておりますので、
0:13:56	5トータル八つございましてので一つ一つをご説明したいと思います。
0:14:24	はい添付書類の一つ目、
0:14:28	ナンバー1のところ、
0:14:31	資料1-4ページのナンバー1のところにありますけども、添付書類、
0:14:35	5-1-1の2-3-2という資料がございます。
0:14:40	それがですね今回工認におきましては、
0:14:45	申請書の312ページ。
0:14:51	の方になります。
0:15:05	はい。312ページの方に今回お出しした資料になってございまして、そちらがページめくっていただきまして通しの314ページの方に変更箇所、
0:15:17	の方をご説明しております。
0:15:21	314ページを見ていただきますと、1ポツ概要とありましてそのあたりは変更ございません。
0:15:28	2ポツ以降も、
0:15:30	平成30年10月18日付ということで、
0:15:33	載せてますけども、認可された内容から変更はないということで変更のないところが
0:15:40	3ポツ2まで続きます。
0:15:42	その次に3ポツ3のところ、防護対策施設と、
0:15:47	いうところが出てきまして、
0:15:51	竜巻の影響を考慮する施設として選定した施設のうち、次の施設については、
0:15:58	特需設備等の設置に伴い防護すべき設備がなくなったことから削除するというふうな記載をしまして、じゃあ何がなくなったのかというところですが、
0:16:09	原子炉建屋附属棟、軽量外壁部、
0:16:14	防護対象施設、Na括弧防護鋼板、括弧閉じと。
0:16:19	いう設備がなくなりましたというふうな記載にしております。
0:16:24	こちらはですね、す。
0:16:28	防ゴコウ版として
0:16:30	この外壁部という、この名称はALCパネル部の補強する場所。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	の、
0:16:38	ことを言っていましたのでALCパネルを補強する分がなくなったということから、これを削除するというふうにしてございます。
0:16:46	こちらが機構に、
0:16:49	の方でいきますと、既工認の方の資料の、
0:17:19	既工認の方におきまして既工認の同じ書類の 5-1-1 の 2-3-2 の
0:17:26	絵としたページでいきますと、
0:17:29	3 ページになります。
0:17:32	3 ページの一番下段に、今削除すると。
0:17:39	したものが記載しておりましてこの部分を消すと。
0:17:47	いうことになっておりまして
0:17:49	うん。この添付資料につきましては変更点は以上となっております。
0:18:28	アベモリです。はい。続けて二つ目の添付書類の方、5-1-1 の 2-3-3 のご説明をします。
0:18:39	今回申請したもの、資料の通しページの、316 ページから、
0:18:46	になっておりまして、変更点につきましては 318 ページ。
0:18:55	の方になっております。
0:19:01	318 ページの、
0:19:06	3 ポツ 2 のところの両括弧 1 施設というところがございまして、
0:19:12	こちらにつきましても
0:19:14	ALCパネル補強部分。
0:19:17	がなくなるということで、F孔のを消しますと、
0:19:22	いうところで
0:19:25	次の次の両括弧 3 のところ、性能目標という欄があるんですけども、それじゃあにつきましても、同じようにF項を削除すると。
0:19:35	いうふうなものでございます。
0:19:40	さらには引き続きの 319 ページの方、
0:19:48	の 4 ポツに、
0:19:51	につきましてここもALCパネルを補強したことを説明している、両括弧 6 というのがありますので、それについても、
0:20:00	削除すると。
0:20:02	いうふうなところになっております。
0:20:06	こちらが
0:20:08	具体的に区域公認でどういったところかといいますと、既工認の同じ添付書類、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:14	5-1-1 の 2-3-3。
0:20:21	の
0:20:24	イシタページの 10 ページになります。3 ポツ 2 というところで施設、
0:20:29	というところで不幸がございますのでこれを削除すると。
0:20:33	いうものでございます。
0:20:36	さらにはその下にその下の下の両括弧 3 で性能目標という欄がございます、
0:20:44	そちらの引き続きですけれども下ページの 14 ページ。
0:20:53	の方にf項ということでALCパネルを補強したところを説明した文書がありますのでこれを削除すると。
0:21:02	いうふうな添付書類の変更。
0:21:05	になります。
0:21:08	を、
0:21:11	さらには、既工認の方の、通しの 24 ページの下檀から 4 ポツ 2 という項目、
0:21:19	防護対象施設というのが始まりまして、
0:21:27	下ページの 27 ページ。
0:21:30	のところに両括弧 6。
0:21:34	ここもALCパネル。
0:21:36	についての補強を説明したし、文書がございましたので両括弧 6 というところを削除すると。
0:21:42	いうふうなものでございます。
0:21:46	今の添付書類の二つ目につきましては以上となります。一旦ここで竜巻防護に関するところの説明、添付資料が二つになりますので、ちょっとここで 1 回区切らせていただきます。
0:21:59	確認の方をお願いします。
0:22:05	規制庁高橋です。審査側から、指摘等ありましたらお願いします。
0:22:31	規制庁高橋です。では続けて説明をお願いします。
0:22:35	はい。
0:22:37	次添付書類の三つ目になります。5-1-1-6 の別添 1、
0:22:44	になります。今回申請でいきますと、通しの 358 ページ。
0:22:50	から、
0:22:53	になります。
0:23:00	で 350。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:23:03	9 は目次になりまして 360 ページ、全体部分につきましては既工認から変更がないと。
0:23:09	ということでございます。
0:23:11	361 ページに行きまして、
0:23:18	4 ポツ 3 オクなアクセスルートの評価方法という項目がございまして、
0:23:27	ここの 2 行目ですね、
0:23:31	特重の施設等の設置に伴い、次の通り変更が生じるため、アクセスルートを示す別図について、5 階から 2 階について変更すると。
0:23:41	ということでどういった変更があるのかというのを、この a ポツ、
0:23:46	の、①から⑥、
0:23:50	にそれぞれの設備の変更点。
0:23:53	の方を挙げております。
0:23:56	b ポツとしまして上記のポツの③、④の結果ですね。
0:24:03	操作場所がなくなったことを受けてアクセスルート、
0:24:09	変更しておりますんでそういったものも反映しております。
0:24:18	ぜ、物につきましてはちょっとこの後改めてご説明します。
0:24:23	引き続き
0:24:26	361 ページの下段の方、4 ポツ 4 の屋内アクセスルートの評価結果というところがありまして、地震随伴火災という項目があります。
0:24:36	こちらにつきましてはアクセスルート近傍で耐震性の弱い、
0:24:44	本部とかがあった時にそれを 8 下限として考えると、火災が、
0:24:48	起こるものとして考えるということでそういったポンプを抽出している項目がありまして、
0:24:54	アクセスルートを変更したことに伴いまして、それぞれのポンプが対象外になったということで
0:25:03	ここで
0:25:05	ポツ書きでそれぞれのポンプ、対象外となったポンプを記載しているところでございます。
0:25:11	そのポンプといいますのが、次の 362 ページから一覧表になってございまして、
0:25:18	今回表をつくり直してございます。
0:25:22	これはいらなくなったポンプを削除した後の表でございまして、
0:25:29	既工認の方、
0:25:30	見ていただきたいんですけども、
0:25:34	既工認のほうの 5-1-1-6 の別添 1、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	イシタ、
0:26:03	はい。失礼しました既工認の方の下ページで、別添 1、
0:26:10	A-85 ページというのがありまして、
0:26:19	でそこで上段の表中の 13 番から 19 番、こちらのポンプにつきましては、従来アクセスルートの近傍にあったので、
0:26:28	火災元としてピックアップしてたんですけども、アクセスルートが変更になったということでそれぞれのポンプを抽出する必要がなくなったということでこの表をこの
0:26:41	⑬から 19 というものを消しております。
0:26:45	このポンプが一体どこにあったのかというのが、既工認でいきますと、
0:26:50	下ページの別添 1-96 ページ。
0:27:05	ここは
0:27:10	原子炉建屋 2 階、
0:27:12	お示ししましてアクセスルートが変更になる、アクセスルートを削除するところの近傍のところを、のポンプを従来挙げてたんですけども、ここからアクセスルートをなくすと。
0:27:23	いうことでなくすということでそれぞれのところを削除したと。
0:27:28	削除するというふうなものでございます。
0:27:32	削除したものを、今回工認の方をお出ししております、
0:27:44	今回今日でいくと、右下の通しの 370 ページ、
0:27:58	になりましてアクセスルートがなくなって、
0:28:01	たことともに先ほど抽出したポンプの方も
0:28:06	図中から削除しているというふうなことになります。
0:28:12	すいません。今回工認の、
0:28:14	361 ページに戻りまして、
0:28:26	今説明しましたポンプをそれぞれ消したものを消しますというふうな説明を、この 361 ページに
0:28:34	今回追加しております。
0:28:40	でさらには変更点としまして、
0:28:43	今回工認の 365 ページお願いします。
0:28:54	365 ページに両括弧 2 としまして、地震随伴内部溢水という項目がありまして、
0:29:02	いえ、
0:29:18	ここで記載してます 3 階と二階。
0:29:21	EL22 メートルと 14 メートルのところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:25	のアクセスルートがなくなるということで
0:29:29	その部分を、従来滞留水なしというキーワードだったんですけども、今回バーに、
0:29:35	修正、
0:29:37	修正といいますか場合に変更してございます。
0:29:41	既工認の方、すいません見ていただきますと、既工認でいきますと、別添 1 の 88 ページ。
0:29:53	を、
0:29:55	の方では、
0:29:56	従来、22 メートルと 14 メートル、
0:30:01	のところにアクセスルートがありましたので、アクセスルートあるものの、滞留はないエリアと、
0:30:08	いうふうなことで
0:30:10	記載をしてございましたけども、アクセスルートがなくなったことに伴って、バーという、
0:30:15	ことに今回変更しております。
0:30:27	次に
0:30:29	今回申請、今回工認におけます、アクセスルートの変更箇所についてご説明します。
0:30:37	今回工認のそれぞれアクセスルートを示した図が、
0:30:41	通しページの 366 ページ以降、
0:30:44	にありますので
0:30:49	それぞれを説明させ、説明します。
0:30:52	366 の方につきましては
0:30:55	こちらは変更ございません。
0:30:58	次 367 ページになりますけども、
0:31:10	既工認の方、
0:31:11	でいきますと、既工認の方では、別添 1 の 93 ページに該当します。
0:31:26	2ヶ所ほど今回変更しております
0:31:34	SA設備がなくなったことによりましてそこに、
0:31:38	操作する場所がなくなりましたので
0:31:42	操作する場所がなくなったものを、今回工認で申請しております。
0:31:48	その次の階層行きまして
0:31:54	今回購入でいきますと 368 ページ。
0:31:58	なりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:08	こちらにつきましてはお預かりと設計進捗による変更でございまして
0:32:14	原子炉建屋内にあります
0:32:17	耐火壁。
0:32:19	の変更等ちょっと扉の位置の変更というのを
0:32:22	今回返信載せております。
0:32:26	この会は以上になりましてその次 369 ページに行きますと、
0:32:40	運営。
0:32:42	既工認では、下、
0:32:45	この階層の中に、
0:32:48	格納容器圧力逃がし装置の第 2 弁操作室というのが存在してございまして、そこに行くためのアクセスルートというもの、既工認では書いてございましたけども、
0:32:59	その第 2 弁操作室っていうのはもうこの
0:33:03	この建屋からなくなったと、いうことでございますので今回申請の 369 ページの方では削除しております。
0:33:12	次 307、今回工認の 370 ページの方、
0:33:20	アクセスルートがなくなったことと、
0:33:24	その近傍にあったポンプ、
0:33:25	火災を発生させる恐れのあるポンプというのも削除して修正しております。
0:33:32	次 30、371 ページ。
0:33:46	とこちらにつきましては、
0:33:50	いえ、
0:33:52	第 5 回の
0:33:54	今回の政変人側の方で電源盤の変更というのもお出ししておりますけども、その電源盤変更に伴う盤の配置変更。
0:34:05	と、その坂奥ところの躯体の変更。
0:34:10	について反映したものをしております。
0:34:13	まだ、
0:34:15	格納容器圧力逃し装置の第 1 弁の操作場所というのが、既工認から変わりましたので、その操作場所につきましても変更して
0:34:25	今回、
0:34:26	出しております。
0:34:28	次、372 ページの方。
0:34:31	なりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:37	こちら、今回工認では、北川の
0:34:43	ところから、
0:34:45	南東方向に行くところに向けて今回アクセスルート、
0:34:49	を追加してございます。
0:34:59	はい。次、370。
0:35:03	3 ページになりますけども、
0:35:16	こちらにつきましては、
0:35:19	いえ、
0:35:21	タテの一番北西側、
0:35:24	の階段のところに、従来ちょっと耐火壁を設けるというのを計画したんですけどもその耐火壁の場所をちょっと上の階に持っていったというのがありまして、
0:35:34	ちょっと耐火壁もこれ設計進捗の変更なんですけども、そういったところを変更したりですね。
0:35:40	その左側、
0:35:43	西側エリアの
0:35:45	2 アクセスル度、
0:35:46	の方でちょっと操作場所が増えたと、ということがございますので、
0:35:50	少しルートを延長しているという変更点でございます。
0:35:57	今回申請しました 374 ページ以降は、先ほどと同じ建屋につきまして、
0:36:04	火災随伴のポンプを変えて根井だけでアクセスルート等の変更なり、
0:36:09	操作場所の変更というのが、同じですので
0:36:14	説明の方は省略させていただきます。
0:36:18	5-1-1-6。
0:36:30	規制庁高橋です。幾つか確認があります。
0:36:36	先ほどの今回申請の通しの 361 ページの
0:36:44	アクセ、下の段のアクセスルートの変更によって削除する。
0:36:50	対象があるといった説明ですが、
0:36:54	このアクセスルートがなくなったことで
0:37:00	新たなアクセスルートが設定されたわけですが、
0:37:05	先ほど、設来、説明のあった図のですね、を用いて、
0:37:14	建屋内EEで良いので、そのスタートから操作場所までの
0:37:23	ルートをですね、簡単に説明いただけませんか。
0:37:31	はい元モリでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:35	今回アクセスルートを変更したのは、予備ルートでございまして、正規のどのルートの予備かというご説明をします。
0:37:43	まず、当時の 371 ページの方をご覧ください。
0:37:52	371 ページの北川、
0:37:58	に階段kLというのがございますけども、そちらから
0:38:04	右に向かって進むアクセスルートの実質緑の実線がありまして、
0:38:10	そこから右へ行きまして下の方におりていきまして、
0:38:14	一番右下の、
0:38:17	南東のところ、
0:38:19	に操作をしに行くというのが正規のルートになってございます。
0:38:24	今回変更した予備ルートといいますのが、この北側の階段L、
0:38:34	から下にあります。
0:38:37	で、
0:38:42	そうか。
0:38:48	失礼しました。階段系から下におりまして、
0:38:54	いえ、
0:38:56	地下 1 階の 372 ページ。
0:39:00	の方に近い値として、北川から
0:39:04	右へ行きまして
0:39:08	下の方に行きましてこの階段、1 と、
0:39:11	いうところで、
0:39:14	上の階に上がります。そうしますと、371 ページの、
0:39:18	階段Hというところに上がってきまして、
0:39:22	電気室の方に行くということで、1 階の
0:39:27	予備ルートとしての地下 1 階ということになってございます。すみません。ちょっと
0:39:34	371 ページのですね、
0:39:37	北川の階段系統、に行くところの、ちょっと実線。
0:39:42	と 8000 が間違っておりましたのでちょっとこちらは修正いたします。以上です。
0:39:50	規制庁高橋です。今その点ちょっと言おうとしたんですが、階段L371 ページの階段Lの点線が実線よろしいですか。
0:40:03	江森ですはい。Lは 2 回に上ります。実践ルートで間違いありませんので、
0:40:09	ちょっと形出ると、間違っておりますので、はい。修正いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:17	規制庁高橋です。
0:40:20	わかりました。あとですね今ほど説明のあった
0:40:27	1階から地下1階に下りる予備のルートで、
0:40:32	この三角の
0:40:35	蓄電池内蔵型の照明の配置が、その地下1階ではないんですが、
0:40:44	この配置の何か考え方は、について説明してください。
0:40:59	圏で無理です。
0:41:03	すいませんいう予備ルートにつきましても、きちん
0:41:08	等、3、
0:41:10	書くの。
0:41:12	証明を示さないといけないのでこちら追記いたします。
0:41:16	失礼しました。
0:41:20	規制庁高橋です。
0:41:22	わかりました。続いて、374ページですが、
0:41:27	ここの下の注記の中で①から⑧共通と言ったのはこれほどこの番号を指しているのでしょうか。
0:41:49	元モリですすみません発電所側、わかりますかね。
0:42:02	すみません、少々お待ちください。
0:42:24	発電所ですすみませんもしよろしければ別のものであれば先にそちらを進めておいていただいてこちらでちょっと確認してみます。
0:42:33	はいお願いします。
0:42:37	規制庁高橋です。続きまして、同じ374の注記の枠の中で、
0:42:43	実線と破線の実ルートと予備ルート、いずれのルート、
0:42:49	でもその
0:42:51	地震随伴の火災とか内部溢水を考慮して通行可能であると。
0:42:57	いう記載がありますが、
0:42:59	この通行可能であると判断した評価の内容は、いずれ2書かれていますでしょうか。
0:43:14	元のモリです。まず、次、地震随伴火災につきましては、先ほどの
0:43:23	今回工認におきます、366から、
0:43:31	373におきます、それぞれの
0:43:37	BCクラスの回転機器のポンプのある場所で、
0:43:42	地震随伴火災の場所を示しておりますし、内部溢水につきましては、
0:43:49	通しページの365ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:55	の方でアクセスするエリアについて、内部についてどのような影響があるかというのを示しております、
0:44:02	それぞれ影響ないと。
0:44:05	というのが、ULと考えております。以上です。
0:44:10	規制庁高橋です。
0:44:13	と火災随伴の方につきまして 300 頁、
0:44:19	72 ページの地下 1 階の予備ルートについてはこの通路像に、その B
0:44:28	Cクラス、
0:44:33	の回転機器、Sクラスの回転基金がないことをもって、
0:44:36	影響がないという、
0:44:38	判断をしたと。
0:44:43	枚数につきましては表でアノないということで、
0:44:53	そういう理解でよろしいですか。はい。元モリでございます。372 ページ
0:45:00	の方に新たに設けたアクセスルート近傍には回転
0:45:03	機器のBCクラスのポンプはございません。以上です。
0:45:15	規制庁高橋です。わかりました。
0:45:23	私からは以上です。審査側から、この説明について、何かありますか。
0:45:35	では、規制庁高橋です。説明を続けてください。
0:45:38	次、今回申請の資料になります当初の 609 ページになります。
0:45:52	こちらに
0:45:58	5-3、別添 1-1 という資料がございますこちらについても一部変更し
0:46:00	ておりますのでそちらをご説明します。
0:46:07	この資料のですね、
0:46:13	兵
0:46:15	600
0:46:21	12 ページの方に変更箇所の方を
0:46:30	示しております 3 ポツに、機能維持の方針という項目があります。
0:46:35	ここで、
0:46:44	防護すべき設備がなくなったことから、既工事計画、
0:46:48	の表 3-1、建屋の構造計画の一部を次の通り変更するということで変
	更点を 5 点書いております。
	その 5 点といいますのが、
	既工認の方の方でちょっとご説明しますと、
	既工認の方の当該資料、
	の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:46:51	いえ、
0:46:52	下ページ、15 ページになります。
0:47:02	下ページ、15 ページの上段の方には、
0:47:08	鉄骨架構に期待する。
0:47:11	V、当初ALCパネルを補強としていた部位、
0:47:15	を載せてますけども、
0:47:18	イシイパネル補強に期待する必要がなくなったということでこの図そのものを削除すると。
0:47:25	いうものでございますし、15 ページの下段の方に行きますと、
0:47:31	そのALCパネル部についてました扉につきましても、従来補強して、損傷を防ぐという目的だったんですけども、
0:47:41	ASRの補強をやめるとともに、扉の補強もやめる。
0:47:45	ると。
0:47:46	いうことができますので、
0:47:49	一部の扉についての補強を取り止めると。
0:47:52	いうふうな変更がございます。
0:47:55	さらに次の、
0:47:57	既工認の 16 ページ、下ページ 16 ページでいきますと、
0:48:07	中段の方の図でこれ、
0:48:10	原子炉建屋の南側から見ている図になりますけども、
0:48:15	右上にあります扉のところ、
0:48:19	この外側には、重要な設備がありましたので、この扉が外れちゃ外れたり、損傷しちゃいけないということで補強する予定でしたけども、
0:48:29	この扉の外側に重要な設備がなくなりましたので、これも補強する必要がなくなったと。
0:48:35	いうことの変更になってございます。そのようにした結果を、
0:48:41	今回工認の通しの 613 ページ、
0:48:52	の方に載せておりました
0:48:59	先ほど、補強する部位、
0:49:01	補強するとしてたところを除いた、
0:49:06	Vの映像。
0:49:08	今回変更として載せております。
0:49:11	今回工認の方の変更点としまして次の 10、614 ページ。
0:49:22	に
0:49:24	表 3-2 というのがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:27	こちらにつきましても、従来、
0:49:30	このハダの方に
0:49:33	PLCパネルとともに補強しようとした扉の方を一覧で書いてございましたけども、
0:49:38	その部分の扉については削除して、
0:49:41	削除して、したものを表にしまして、表中の扉については評価するというふうに変更しております。
0:49:50	次変更点として、615 ページをご覧ください。
0:49:59	615 ページの、
0:50:02	4 ポツ、2 ポツ 2 のところで機器配管系という、
0:50:08	評価する部位を、
0:50:11	記載している項目がありましたけども、そちらにつきましても扉の 4 ケ所、
0:50:17	につきましては補強する必要がなくなったということでそれぞれを削除すると。
0:50:23	いうふうなものでございます。
0:50:26	削除した結果に、
0:50:30	につきましては表の 4-1 に示すということで次の 616 ページの表の 1、表の 4-1 に、削除した後の表をつけております。
0:50:46	次 617 ページでいきますと、5 ポツ 1 ポツ 2 というので、構成構造物という項目があります。
0:50:56	こちらにつきましても、ALCパネルとともに、
0:51:00	扉を補強しようとした、4 枚がございましたけども、その 4 枚の補強を取り上げるということで対象物から抜くと、
0:51:09	いうことを文章で書いた上で、表の 5-1 で、
0:51:13	抜いた後の表を、ここに示しております。
0:51:23	はい
0:51:26	この添付書類は以上になりまして次の添付書類に行きます。通しの 619 ページの方をお願いします。
0:51:43	609 ページからは次の添付書類になっておりまして変更点につきましてご説明しますと、通しの 622 ページの方、
0:51:58	2 ポツ 2 構造概要というところがございます。
0:52:02	こちらでちょっと文章で、
0:52:05	説明してございますけども、
0:52:09	既工事計画の 2 から 3、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	図。
0:52:14	2、図 2 から 3。
0:52:17	から図 2 から 7 というところでちょっと文章を書いております、
0:52:24	ちょっとこちらも既工認と照らし合わせていただきたいんですけども、同じ。
0:52:33	添付書類でいきますと、少々お待ちください、資料探します。
0:52:45	同じ添付書類 5 の 3 の別添 1-1-1。
0:52:54	になりまして
0:52:57	機構に直したページ 5 ページ。
0:53:06	2ALCパネルを補強してた部位を示してる図がありましてこれらをすべて削除するというもの。
0:53:17	さらには次の下ページの 6 ページ、7 ページ。
0:53:23	こちらALCパネルを補強しようとしてたエリアを載せておりますのでそのエリアについてはもう対象外ということでこの辺りを削除する。
0:53:34	下ページの 8 ページ行きますと、先ほど扉の変更というのがございましたけどもそれと同じですね。
0:53:40	8 ページ 9 ページは扉の変更を行うと。
0:53:44	いうところになってございます。
0:53:49	それらの変更後を示しましたのが今回工認の、
0:53:57	623 ページ、614 ページ。
0:54:02	625 ページ。
0:54:07	のところで
0:54:11	変更点が出たところを、その 3 ページ分で示しております。
0:54:18	次変更箇所ですけども今回工認の 662 ページのところ、
0:54:25	の 3 ポツ 2 ポツ 1、衝突評価というところございますけども、こちらについても、扉の 4 枚、4ヶ所分、
0:54:34	評価をずるとしてたものを削除するというふうなものになっております。
0:54:41	さらにはその一番下檀の方、3 ポツ 2 ポツ 3 変形評価と、
0:54:47	いうところございましてこちらにつきましては従来、原子炉建屋鉄骨造部というのを評価部位に上げてましたけども、
0:54:57	それも
0:55:01	鉄骨に期待する部分がなくなったということで削除するというものでございます。
0:55:09	次、今回工認の 627 ページいついていただきまして、
0:55:15	3 ポツ 3 ポツ 2 で荷重の組み合わせという項目があります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	こちらにつきましても、
0:55:25	鉄骨が
0:55:27	を期待する場所がなくなったということでポツの二つ分。
0:55:31	今回、削除すると。
0:55:34	いうふうなものになってございます。
0:55:38	削除した後の表につきましては、その次 628 ページ。
0:55:44	に
0:55:47	載せております。
0:55:50	次 629 ページお願いします。
0:55:58	629 ページでは 3 ポツ 5 ポツ 3 変形評価というところがありますけども、
0:56:05	そちらにつきましても、
0:56:08	ポツの 5 ヶ所について評価対象部位から削除すると。
0:56:14	ということで原子炉建屋の鉄骨造部等、扉の 4 ヶ所を削除するというふうなものでございます。
0:56:22	次 630 ページいきまして、
0:56:25	4 ポツ 3 のところも全く同じです。
0:56:30	同じ部分を削除す、五つのポツを削除すると。
0:56:41	次に 5 ポツ 1、衝突評価というところがありますけども、
0:56:47	こちらでは、原子炉建屋の鉄骨造部というのを評価することになってましたけどもそれが対象部位から外れるということで削除すると。
0:57:02	いうところでございます。
0:57:05	次へと 300、ごめんなさい 631 ページいきまして、
0:57:11	5 と 3 変形。
0:57:13	評価という項目ありますけども、こちらについても原子炉建屋鉄骨造部とあと扉 4 枚を削除するという変更でございます。
0:57:25	次の添付書類 5-3、別添 1-2 の方に移ります。
0:57:32	こちら通しノロ、今回工認の 634 ページお願いします。
0:57:42	634 ページのA、
0:57:45	2 ポツ 1、対象施設という項目がありましてこちらにも、
0:57:51	従来であればALCパネルを補強したことを説明してる分、項目がございましたけども、そちらから、そのキーワードを削除すると。
0:58:00	いうふうなものになっております。
0:58:03	その下の 2 ポツ 4、構造設計につきましても同様です。
0:58:15	はい。この添付書類につきましては以上となります。
0:58:22	で、次の添付書類、通しの 638 ページの方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:32	5-3、別添 1-2-1-2 という、
0:58:37	防護鋼板の強度計算書という添付書類がございます。
0:58:54	こちらにつきましては通しの 640 ページをご覧ください。
0:59:08	640 ページの概要というところがあるんですけども、こちらで少し修正しております。
0:59:15	既工認の方、
0:59:19	の、
0:59:20	1 ポツ概要というところでそのALCパネルを補強する部位の記載がありましたので、その部位を削除した上で今回工認で書き直しております。
0:59:41	既工認でいきますと、
0:59:43	先ほどのこの添付書類、
0:59:46	表したページ 1 ページ。
0:59:50	の上から 4 行目のところに、
0:59:54	原子炉建屋補足等、軽量外壁部、
0:59:58	防護対策施設というキーワードがありましたので、
1:00:03	もうそのキーワード自身の除くということで今回工認の概要の方は、
1:00:08	除いた文章で
1:00:10	記載しております。
1:00:12	今回工認の方を引き続きいきますと 640 ページの中で、2 ポツ 1、
1:00:18	1 というのがありまして、
1:00:26	こちらにつきましては
1:00:30	原子炉建屋附属棟屋上及び既工認計画の
1:00:35	図 21 膀胱版の
1:00:39	設置位置図というのがございましたけども、そのIIから、
1:00:45	リティパネル部補強部を削除するというものでございます。
1:00:50	その次の 2 ポツにつきましてもそうですね。はい。同様に
1:00:57	キーワードを削除するというものになってます。2 ポツ 3 につきましても同様です。
1:01:04	次に 641 ページに行きまして、
1:01:11	3 ポツ 2 ポツ 2 で
1:01:15	裏面取り付け鋼板ボルト評価という項目がございますけども、こちらにつきましても
1:01:22	先ほどからのキーワードを削除すると。
1:01:25	というようなものになってございます。
1:01:28	3 ポツ 4、許容限界のところも同様です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:32	その下の方、3 ポツ 5 ポツ 2 につきましても同じ。
1:01:45	4 ポツ後、4 ポツ統合物につきましても同様です。ALCパネルを補強する としようとしたところがなくなりましたので、
1:01:56	削除するというふうなものになってございます。
1:02:03	次の添付書類、
1:02:06	最後の添付書になりますけども 643 ページお願いします。
1:02:10	5-3。
1:02:12	別添 2-1-7、建屋の強度計算書という添付書類になります。
1:02:22	こちらの変更点ですけども通しの 645 ページ。
1:02:27	をご覧ください。
1:02:37	2 ポツ 3 の評価方針という記載がありまして、この中でですね、
1:02:47	3 行目以降、
1:02:48	に記載しておりますけども、
1:02:51	原子炉建屋附属棟の鉄骨架構及び二次部材もや、
1:02:56	並びに、
1:02:58	既工認計画。
1:03:00	の図 2-12 の強度評価フローの
1:03:04	運営、鉄骨学校への
1:03:11	評価を削除するというふうなもので
1:03:15	削除する部位を載せております。こちらにつきましては既工認の方を見て いただきますと既工認の 9 ページになります。
1:03:32	既工認の下、下ページの 9 ページになります。
1:03:44	それぞれ
1:03:45	機構の 9 ページとかでは
1:03:49	文章中の方でキーワードの方、
1:03:52	2 本剤。
1:03:54	母屋とか、鉄骨架構というキーワードがございますので、そういったと ころを削除すると。
1:04:00	いうふうなものになっておりますし、
1:04:02	既工認の 10 ページにいきますと、
1:04:04	強度評価フローというのがあるんですけども、その中からも、
1:04:08	鉄骨学校への評価のところを削除するというふうなものになっておりま す。
1:04:20	次、変更次の変更としまして今回工認の 646 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:29	の、3 ポツ 1 評価対象部位というのが、いう項目がございますけども、そちらにつきまして、3 行目に記載してます通り、
1:04:39	附属棟の鉄骨架構及び二次部材母屋を削除。
1:04:47	その下の方いきまして 3 ポツ 2 ポツ 1 のところ、
1:04:54	そちらにつきましては、
1:05:02	原子炉建屋附属の母屋及び既工認計画の表 322 の、
1:05:07	原子炉建屋附属棟屋根スラブ、検討用の
1:05:12	固定荷重の屋根スラブを削除するという事で書いておりますけども、ちょっとこちらにつきましては、
1:05:22	既工認の、
1:05:24	方の資料をご覧ください 12 ページ 13 ページのところになりまして、
1:05:33	まず 12 ページの方では鉄骨架構とか二次母材、そういったキーワードを消しますと、
1:05:39	13 ページにきましたページの 13 ページにいきますと、
1:05:45	評価部位としての、
1:05:48	母屋とか、屋根スラブ対象箇所を削除するといったふうな変更となっております。
1:06:05	今回本人に、646 ページに戻りまして、
1:06:19	3 ポツ、2 ポツ 2 で荷重の組み合わせという評価をする項目がありますけども、
1:06:26	こちらにつきましても附属棟の鉄骨架構というところがございましたのでその部位を消すという内容変更になってございます。
1:06:37	次の 3 ポツ 3 許容限界というところですけども、
1:06:42	これらにつきましては、
1:06:48	既工事計画表、
1:06:51	332 というのがございまして、
1:06:56	既工認計画のごめんなさい、332 を見ていただきたいんですけども、
1:07:00	332 ですね。
1:07:09	既工認の下ページ 22 ページ。
1:07:12	になります。
1:07:18	下ページ 21 ページに表 332 というのがございましてこちらから鉄骨学校、
1:07:26	に関わる場所を削除したりですね、二次部材母屋というところを削除します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:32	さらにはそこに関わる注釈がありましたけどもそういったところも、一色削除するという変更でございます。
1:07:44	次今回工認の 647 ページにいきます。
1:07:59	こちらでは附属棟の評価をしています、3 ポツ 4 ポツ 1 ポツ 2 という項目がございましてそちらの変更がでございます。
1:08:12	こちらの 3 行目からになりますけども、鉄骨が工場の屋根スラブ及びもヤノ、
1:08:19	評価方法、
1:08:21	鉄骨加工場の屋根スラブの評価モデル像を示す。
1:08:24	既工認計画の、
1:08:27	図 34。
1:08:29	すいません 7 と書いてますけどもすいません。僕が正解ですので、346。
1:08:35	原子炉建屋補足等屋根スラブ、評価モデル図、
1:08:41	というのを削除する、削除しますし、さらには、
1:08:45	既工事計画の 34 号、
1:08:49	2 分の 1 の原子炉建屋附属棟屋根スラブ、検討条件、括弧鉄骨架構を削除するというふうなものでございまして、
1:09:00	ちょっと機構機構人の方、
1:09:03	ご説明しますと、
1:09:09	既工認の当該添付書類の下ページの 34 ページになります。
1:09:23	34 ページの、
1:09:26	中ほど以降、ポツというところがありまして
1:09:30	ポツのところに鉄骨が工場の評価という説明をしてございますけども、そういったところを削除する。
1:09:37	というのと、
1:09:43	一番下段に、
1:09:44	鉄骨学校を評価する場合の、
1:09:48	両端固定梁のモデル図を書いておりましたのでこういった評価はもう不要になりますので、こういったところを削除すると。
1:09:55	いうふうなものでございます。
1:09:59	さらには、
1:10:01	既工認の 35 ページご覧ください。
1:10:10	既工認の 35 ページの方では、こういった部位の鉄骨架構を評価するかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:16	いうのを記載しております、
1:10:19	当初はEL30メートルのところを評価すると。
1:10:24	いうことを述べてましたけども、こちらにつきましては鉄筋コンクリート製 化するということでございます、
1:10:30	そもそも、
1:10:32	この評価の表がなくなると。
1:10:34	いうふうなものでございます。
1:10:37	さらに次の機構の 36 ページをお願いします。
1:10:46	既工認の 36 ページでは、
1:10:49	屋根スラブの検討条件としまして、RC躯体上という表を載せておりま す。
1:10:57	今回先ほどの③の
1:11:01	503 条です。EL30 メートルのところを、鉄筋コンクリートRC躯体とする ということでこの表に、
1:11:10	30.0 メートルを、
1:11:12	今回追加してございます。
1:11:14	それが今回工認の 648 ページになります。
1:11:22	648 ページの方で 30 メートルを追加した表の方に今回、
1:11:30	出しております。
1:11:37	次、今回工認の 649 ページの方に行きまして、
1:11:43	4 ポツ 1 ポツに、原子炉建屋附属棟という項目がありまして、
1:12:01	ここで今回の変更点の方を
1:12:05	3 行目以降記載しておりますけども、
1:12:15	鉄骨構造の 30 メートルについて
1:12:18	鉄筋コンクリート構造化することから、母屋及び既工認計画の表 1 の 4 ポツ 1-4、
1:12:29	原子炉建屋附属棟、屋根スラブ評価結果のうち、鉄骨が工場の評価結 果である、
1:12:36	いえる参事を削除すると。
1:12:39	いうところ、また設計進捗により、鉄骨架構評価結果である、30 メー トルのところ、
1:12:46	これを、
1:12:48	鉄筋コンクリート製したことで
1:12:51	評価結果の長編の代表部位が変更になったと。
1:12:55	ということがございましたのでその表を次の通しの 650 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:06	の方に変更後のものを記載しております。
1:13:10	650 ページの表につきましては、屋根スラブの評価を、
1:13:15	鉄筋コンクリート造の部分にしておりまして、
1:13:19	短辺方向でEL30.3。
1:13:22	こちらにつきましては既工認通りです。
1:13:24	その右の欄の長編の方が、今回 30.0 というところが代表変わりましたので、
1:13:31	変更していると。
1:13:33	いうふうなものでございます。
1:13:36	以上が、今回の適正化した添付書類の変更点となります。確認の方お願いします。
1:13:55	規制庁高橋です。
1:13:58	幾つか確認があります。今回工認の 612 ページ。
1:14:07	ここで機能維持の方針のところ、削除した
1:14:14	一番上の鉄骨構造部ですが、先ほど説明あったようにこの図面自身が削除されております。
1:14:24	他方ですね、
1:14:27	今日の配付資料の資料 1 の、
1:14:31	補足くうなのですね。
1:14:34	ええ。
1:14:35	通し番号 6 ページ 7 ページによりますと、
1:14:39	例えば 6 ページの左下のところを見ますと、
1:14:46	①とか、③ですか。
1:14:50	この東側の、この部分は削除されずに、
1:14:56	残っていると。
1:14:59	いうところで、削除されない部分もあるように見えるんですが、構造全体を削除してしまう。
1:15:08	理由についてちょっと
1:15:10	説明補足いただけますか。
1:15:14	元モリです。まず①につきましては、
1:15:18	従来竜巻、
1:15:22	いや、地震で
1:15:29	損傷してはいけない、落下してはいけないということできちんと強度を担保する必要があったと。
1:15:35	いうところの、補強方法でございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:39	従来はそこを計算の対象として挙げておりました。
1:15:43	ただ今回は、
1:15:45	そこは、竜巻がからは守る必要がなくてですね、落下防止だけを、
1:15:51	守ればいいということでございましたので
1:15:56	評価対象部位として外したというところになります。
1:16:00	次に③のところ、
1:16:02	今すいません資料 1 の、
1:16:05	通しの 6 ページの③のところにつきましては、
1:16:09	従来ALCパネルを補強しようとしてたんですけども、
1:16:13	おい、同様に補強はするんで色は塗ってるんですけども、
1:16:19	鉄筋コンクリート製ということで、より頑丈にするというところで
1:16:24	鉄骨架構という評価はしないと。
1:16:27	いうふうな変更でございます。以上です。
1:16:30	規制庁甲斐タカハシです。わかりました。
1:16:33	同様にですね同じところの今回、審査 612 ページですが、
1:16:41	今ほどの補足 7 のパワポ資料との比較で、
1:16:53	名称がですね今回、鉄骨構造物とか、扉の削除。
1:17:01	に、
1:17:02	この添付書類上はあるんですが、パワポ資料でこの名称がなかなか出てこなくて、ちょっと紐付けがまいち、
1:17:13	されてないのかなと。
1:17:15	もし、付与削除とか、付与不要となるところがですね%資料でわかるようになっていればいいと思うんですが、現状、どうでしょうか。
1:17:26	玄森です。確かに資料 1 の背概要説明の方では、扉につきましてはちょっと触れておりませんでしたので、
1:17:35	ちょっと図のほうに、それぞれ変更となる扉がわかるような形で、
1:17:40	追記するかちょっと別資料を追加するかで対応したいと考えます。以上です。
1:17:46	規制庁タカハシですわかりました。続きまして、
1:17:55	今回工認の 613 ページの、
1:18:02	ええ。
1:18:03	下の図の下の段のCS4 階空調機械室入口扉というのが、
1:18:11	市公認の補
1:18:14	を名g。
1:18:16	別添 1-1 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:19	資料ですと、
1:18:22	下の 16 ページですね、ニワ
1:18:28	今回、今のところは、変更箇所としては上がっていないんですが、
1:18:37	既工認から追加になってるように見えます。
1:18:41	他方ですね。
1:18:43	多分、今までの説明で
1:18:49	ものですね、変更になったと思われるのが、
1:18:56	既工認の同じ 16 ページの上の段の空調機械室、羽生孝扉及び、
1:19:02	Bのところなんですが、
1:19:04	これが配置変更で今のCS4 階のものに変わったように先ほど来の説明で、
1:19:13	見えてきました。
1:19:16	すなわちこの辺がですねスズキ工認からの変更箇所として
1:19:22	上がって、
1:19:23	上げてない理由がちょっとわかりません。計算書上はなんかは、
1:19:29	入ってきておるように見えます。
1:19:32	この辺ですねまず、名称とかあと構造扉の構造が変わってくるので構造図も追加になるのではと思いますし、
1:19:42	強度計算書上も何らかの変更が出てくるのかなと思っておるんですが、この辺は、
1:19:50	強度計算書上は何か変更をされないのかな、ちょっとその辺もわかりません。ちょっと説明を補足お願いします。
1:20:01	元メモリです。まず、扉の名称変更につきましては、ご指摘の通り今回名称を書いてございます。
1:20:12	さらにはその扉の向き、
1:20:15	につきましても既工認の 16 ページでいきますと、
1:20:20	いや、
1:20:22	西面についてたんですけども、今回工認の、
1:20:27	通しの 613 ページの
1:20:30	下の、
1:20:31	数でいくとちょっと南側、
1:20:35	に変更ということでちょっと位置を変更したのとともに、
1:20:38	名称の方は変更してございます。
1:20:41	扉のちょっと共同計算につきましては、すみませんサイト側でわかる方いらっしゃいますかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:57	はい。東海第2の高林です。今のご質問は、空調機械室の従来機構に従来の工認では西側に向いていた扉。
1:21:11	今回示している中では、南向き、南面に行って、機械室入口扉という名前で書いてあるんだけどその、その扉についての評価が、
1:21:26	変更されているのかいかがかといった質問でよろしかったでしょうかまず確認をさせてください。
1:21:33	あ、規制庁高橋です。
1:21:35	その通りです。
1:21:39	概要図ですと大きさが変わっておりますし、あと、
1:21:44	後ろの方の構造図ですと、その大きさが変わることによってその部分変わってくるのではないかと推測されます。よってその辺の、
1:21:53	計算も変わってくるのではないかと思う。推測した次第です。
1:22:06	はい。東海第2の高林です。はい。ありがとうございます。あとですね、ちょっと私この扉のところの
1:22:16	A評価と直接携わっていないので確認は必要なのですが、こちらどちらの扉、従来機構につきましても今回設置します、南向きに設置する機械室入口扉と、
1:22:33	いうところにつきましても、対する構造としては竜巻飛来物に対しての強度を、を担保するものということで考えてございますので、
1:22:44	ちょっとその辺、事実確認してですね、後日岡井、ご回答させていただきたいと思います。
1:22:50	すいません。二本木打ち合わせの中です。先ほどご指摘ありました通り、位置が南側が変わったとともに、扉のサイズが変わっておりますので、計算書の方の変更というところになってございます。
1:23:07	規制庁高橋です。
1:23:09	加えてですね、この
1:23:13	今回この613ページの
1:23:16	建屋の構造計画の図面におきまして既認可のその西側立面図の西側のところで、
1:23:26	2飛びついてた扉がなくなった図面も、申請としてないといけないのではないかと思うんですがいかがでしょうか。
1:23:36	そちらについては日本原燃の中です。そちらも資料の方に反映させていただきます。
1:23:43	規制庁高橋です。わかりました。そのようにちょっと全般ですね、今回そこは変更になるという認識のもと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:52	再度確認した上で、必要なところの修正をお願いします。
1:23:59	私からは以上です。
1:24:08	審査側から他にございますか。
1:24:17	規制庁の井上です。今回ALCパネルをRCの壁に変えるというのが、
1:24:25	出てくるんですけどもそのの、
1:24:28	RCの壁の仕様ってのはどっかに出てるんでしょうか。
1:24:37	原電モリです。
1:24:40	あと、
1:24:41	今回は載せておりません。
1:24:45	はい。載せておりません以上です。
1:24:49	それは今後、どこかで、
1:24:51	示されるんでしょうか。
1:24:58	原理モリです。今回工認の 648 ページ。
1:25:07	鉄筋コンクリート製化するところの、いえる 30 メートルのところ、
1:25:13	今回追加しておりますそこには
1:25:17	スラブ厚とか、そういったところの一部は載せております。
1:25:23	以上です。
1:25:25	はい壁については、
1:25:28	まだ載ってないということですかね。
1:25:41	日本原子力発電の尾川です。今回スラブに対しては載せているんですけども、
1:25:49	壁については、今回、壁にRC化した理由としましては、内部にある設備、
1:25:59	野間設置をした設置を考えた場合に、内側に鋼板を貼ると、
1:26:06	接触するということで、セットバックさせるためにRCをしたと、ARC化したと。ただ、このRCのオカベにつきましては、
1:26:18	耐震、壁ではなくて、雑壁といったところで、
1:26:27	出展系の応答解析ですね。
1:26:33	失点系の応答解析モデルで剪断ひずみ 2000 マイクロを満足しているならば、追随すると。
1:26:44	いう観点で特に今回は載せてないといったところですよ。
1:26:50	日本原子力発電の中でちょっと補足させていただきます通しページで言いますと、651 ページ目。
1:26:58	をご覧ください。
1:27:00	こちらに耐震壁に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:02	対する呉評価結果、4ポツ2ポツ1ってところがございます。こちら既工事計画から変更はないというふうに書いておりますけども、そちらの壁より、
1:27:15	今回RC化したところの壁厚の方が厚いということなので、これからの結果としては規制、既工事計画の、
1:27:25	の方で記載している壁が対象ということになっております。
1:27:30	はい規制庁井上です。
1:27:33	そうしたらど、どこかにそのことを書いといていただけますか。
1:27:39	元モリです。はい、承知申し上げました。
1:27:43	追加でお願いします。以上です。
1:27:53	はい。規制庁安田です。ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど。
1:28:02	建屋、原子炉建屋の最終的な重量を添付資料上で確認しに行こうとしたときに、
1:28:11	現状、耐震関係の添付資料は変えないということですので、
1:28:17	今補足、今の段階ですと補足を見にいかないと、最終的なもの、姿がわからないわけですがね。
1:28:26	そういう意味で添付資料も、最終的な重量というのは、最終的な箇所として残すべきかと思うんですけどその辺いかがでしょうか。
1:28:47	すいませんちょっと確認しますんで少々お待ちください。
1:29:14	元モリです。いたしました。土岐工認時のその重量増の時の記載も、ちょっと確認の上今回の重量変更を
1:29:25	追記できないかどうかといった持ち帰り検討させていただきます。以上です。はい。
1:29:31	また後程確認させていただきます。
1:29:43	規制庁ヤスダですあともう一つ最後に聞いておきたいのが、
1:29:48	えーとですね。
1:29:49	波及的影響。
1:29:52	もう重量、
1:29:54	の増減が、
1:29:56	小さいので
1:29:58	ゆえに、波及的影響もないという説明だったかと思うんですけど。
1:30:03	それが書いているのが確認事項整理表の資料2のNo.20。
1:30:12	のこれは、
1:30:17	一つ目のポツですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:21	でこのとき確認しておきたいのは、
1:30:26	ALC版で補強することによって、期待していた。
1:30:31	下位クラス、上位クラスっていうのはないという理解でよろしいでしょうか。
1:30:45	元モリです。質問の確認ですけども、ALCパネルを補強することによって、
1:30:53	波及的影響を防止してた設備、
1:30:57	への影響はないかということですよ。はい、おっしゃる通りです。それでいきますと資料、
1:31:03	1 の、
1:31:07	通しの 13 ページをご覧ください。
1:31:16	こちらに設置許可基準規則への条文適合性というところで、あと地震関係でいきますと、四条のところ、
1:31:26	に該当するかと思います。従来はですね変更前は、
1:31:31	Sクラス設備への波及的影響防止を図るためということで、③④⑤⑤' という4ヶ所をやる停車と。
1:31:40	変更後につきましては3と5だけが変わっておりまして、
1:31:45	404と05のところですね、そちらにつきましては内部に上の、
1:31:54	ノジリの二つ、家賃の二つ目の、
1:31:57	注釈の3段目にも書いてますように、
1:32:00	内部に換気系のダクトとか、前は10設備があったので、それらを守るために補強しますというところだったんですけども、
1:32:10	このダクトとか、隔離弁がなくなったので、守る必要がなくなったと。
1:32:15	いうことで
1:32:17	波及的影響防止を図る必要がなくなったというところでございます。以上です。
1:32:23	はい。守る、守るべき設備そのものもなくなったという理解ではいい。理解しましてありがとうございます。
1:32:39	規制庁タカハシです。他に審査側からありますか。
1:32:46	ええ。
1:32:47	事業シャア様から何かありますか。0モリです。発電所の方で少し1点宿題があったかと思うんですけども何かわかりましたかね。
1:32:59	そうですね。うん。
1:33:00	はい。当発電所です。先ほど確認いただきました。確か374ページになりますね。こちらの注記で書いている①から⑧共通

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:15	しているところがこれどこを指しているのかというお話だったと思います。ちょっと確認をさせていただいたところですねこちらについてはもともと設置許可の、
1:33:27	設置許可で同じような図面を読み込んでおりましたそのちょっと注記もそのまま持ってきてはいるんですけども、設置許可ですと、ちょっとこの①⑧ってというのがこの表題のところに設置許可断面ではついておりました、
1:33:42	今工認のところではそれが抜けてルーようですので正確にちょっとこちら①から⑧と書く。
1:33:50	のではなくてですね正確には 8 分の 1 から 8 分の 8、
1:33:55	ていうのが要はこちらの
1:33:59	8、8、8 枚か 8 枚分の図面すべてに対して共通ですっていう意味合いがあるということがちょっと確認した結果わかりました。
1:34:10	なので、ちょっとこちらについては、はい。適正化が必要と。
1:34:14	思われます。申し訳ありません。
1:34:20	規制庁高石です。では、適正化をお願いします。
1:34:26	全体を通して規制庁それから日本原子力発電から何かありますか。
1:34:38	はつきりモリです発電所の方向かありますでしょうか。
1:34:42	はい、発電所から特段ございません。
1:34:51	規制庁のタカハシです。
1:34:53	以上をもちまして東海第 2 発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。